



平成 21年 2月 25日

各 位

会社名 興研株式会社  
代表者の  
役職氏名 代表取締役社長 酒井 宏之  
(JASDAQ コード番号:7963)  
問い合わせ先 総務部長 遠藤 康之  
電 話 03-5276-1912

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 3 月 26 日開催予定の第 46 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 8 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日(予定)  
平成 21 年 3 月 26 日(木)
- (2) 定款変更の効力発生日(予定)  
平成 21 年 3 月 26 日(木)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行)	
第8条 当社は株式に係る株券を発行する。	(削 除)
② 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。	
(単元未満株主の売渡請求)	(単元未満株主の売渡請求)
第9条 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。	第8条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。
第10条 (省 略)	第9条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。
② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。	② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。
③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。	(削 除)
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第12条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。	第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての <u>手続等</u> については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。
第13条～第52条(省 略)	第12条～第51条(現行どおり)
(新 設)	附則
(新 設)	第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。
(新 設)	第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
(新 設)	第3条 本附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。